最近における関税政策・税関行政について

平成27年3月 財務省大臣官房審議官 松村 武人



本日の講演内容

1. 税関を巡る最近の状況

2. 貿易円滑化への取組み

3. EPAの進展と輸出者支援

1. 税関を巡る最近の状況

不正薬物の密輸摘発状況

- ▶不正薬物の押収量が3年連続で600kgを超えるなど、依然として深刻な状況
- ▶ 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上
- ▶航空機旅客による覚醒剤の摘発件数・押収量が過去2番目を記録

不正薬物の摘発実績

種類	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	 前年比
覚醒剤	件	152	185	141	154	174	113%
	kg	322	402	482	859	549	64%
大 麻	件	59	71	82	66	99	150%
	kg	27	57	132	13	74	574%
あへん	件	2	2	_	1	-	全減
	kg	3	4	1	0	_	全減
麻薬	件	50	37	46	128	91	71%
	kg	11	44	11	135	6	5%
	千錠	16	5	4	17	<u>2</u>	13%
 へロイン	件	4	6	3	3	2	67%
	kg	1	3	1	4	0	0%
「 ー ー ー コカイン 	件	11	9	7	10	10	100%
	kg	6	38	9	127	2	2%
	件	2	4	5	6	5	83%
	kg	-	2	0	3	0	0%
	千錠	0	0	0	0	0	550%
向精神薬	件	33	31	39	33	26	79%
	kg	1	2	_	0	_	全減
	千錠	14	13	12	10	9	88%
合計	件	296	326	308	382	390	102%
	kg	364	509	626	1, 007	630	63%
	千錠	30	18	16	27	11	41%

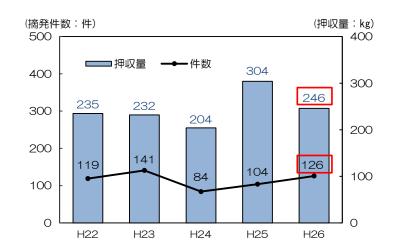
- (注)1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
 - 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
 - 3.大麻は、大麻草及び大麻樹脂その他の大麻の製品の合計数量を示す。
 - 4.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
 - 5.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「一」とは全く無い場合を示す。

覚醒剤の国内押収量全体に占める 密輸押収量の割合(平成21~25年累計)



- (注)1. 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関 が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
 - 2.警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁(内閣府集計)調べ

航空機旅客による覚醒剤の密輸入



不正薬物密輸入事犯の具体的事例

石材の内部に隠匿 〈海上貨物〉

平成26年1月、門司税関は、メキシコから到着した海上コンテナ貨物の検査において、石材に隠匿していた<mark>覚醒剤約145kg</mark>発見、 摘発した。





パイナップル缶詰内に隠匿 <航空貨物>

平成26年3月、東京税関は、メキシコから到着した航空貨物の 検査において、パイナップル缶詰内に隠匿していた**覚醒剤 約30kg** を発見、摘発した。





ロシア人船員による密輸入 <船舶乗組員>

平成26年12月、函館税関は、ロシアから小樽港に入港した外国貿易船から同船乗組員が陸揚げして輸入した**覚醒剤 約27kg**を発見、摘発した。





玩具箱内に隠匿 <航空機旅客>

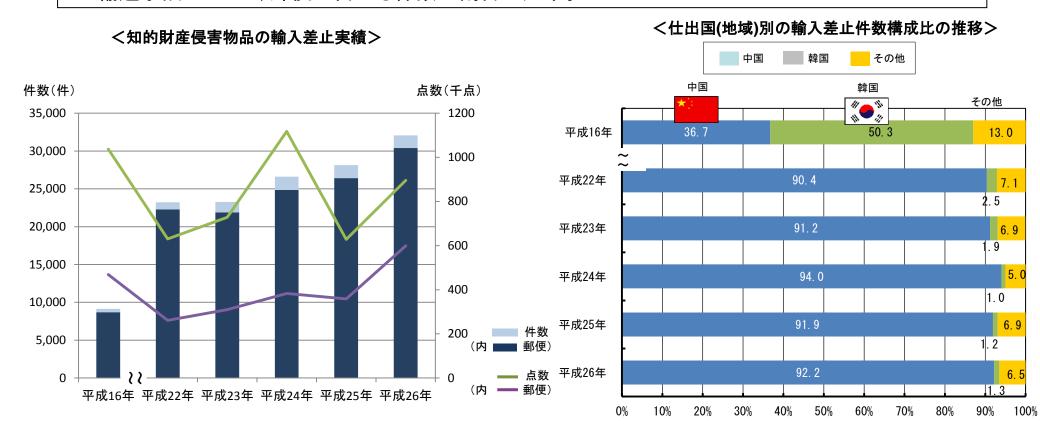
平成26年2月、東京税関は、米国から成田国際空港へ到着した日本人男性の携帯品検査において、玩具箱内に隠匿していた大麻草約15kgを発見、摘発した。





知的財産侵害物品に係る状況

- ▶ 知的財産侵害物品の輸入差止件数は32,060件で過去最多を記録。点数は895,792点。
- 中国からの知的財産侵害物品が引き続き9割超(5年連続)。
- 輸送手段としては、郵便の占める件数の割合が大半。



:(参考)知的財産侵害物品

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品等)

税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

- ▶ 照明器具などの電気製品、ピアスなどの身辺細貨類などの差止めが増加
- ▶ 消費者の健康や安全を脅かす危険性のある物品が増加基調

平成26年に輸入差止点数が増加した物品





ピアス(商標権)

照明器具(意匠権)





家庭用ゲーム機コントローラー(意匠権)

健康や安全を脅かす危険性がある物品



医薬品(商標権)



バッテリー(商標権)



バイク用キャブレター(商標権)



サングラス(商標権)

27年度関税改正項目

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

1. 指定薬物の「輸入してはならない貨物」への追加

(背景)

- 危険ドラッグ乱用者による事故の増加等が深刻な社会問題となっていることを背景に総理指示の下で策定された「緊急対策」 の下、政府一体となって指定薬物対策を推進。
 - (※)24年4月時点で68物質であった指定薬物の数は、1,454物質に増加(27年2月28日現在)。
- 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚作用を有するおそれ等がある薬物として医薬品医療機器等法上指定された薬物(「指定薬物」 (医療等の用途のものを除く。以下同じ)は、同法により輸入等が禁止されている。現状では、税関が輸入貨物中に指定薬物を発見した場合輸入を許可せず、必要に応じ、厚生労働省又は警察等の捜査機関に通報することにより対応。

(改正案)

- 指定薬物を覚醒剤等と同様に関税法上の「輸入してはならない貨物」として規定する。
 - ⇒ これにより以下の措置が講じられることとなり、税関による指定薬物の水際取締りの強化を図ることができる。
 - 輸入貨物中の指定薬物を没収して廃棄できる。
 - 虚偽申告等がない場合でも、指定薬物の輸入の事実だけで犯則調査に着手できる。
 - 関税法上の重い罰則を適用できる(最高で10年以下の懲役・3千万円以下の罰金)。

2. 暫定税率の適用期限(1年)の延長等

- 時限的に低い関税率等を定める「暫定税率」(431品目)や特定品目の輸入急増時のセーフガード措置(「特別緊急関税」制度)等について、適用期限を平成27年度末まで1年延長する。近年輸入実績のないアルコール製造用糖みつに係る暫定税率(2品目)については廃止する。
- 子ども・子育て支援新制度により新たに導入される「小規模保育事業」等を、給食用脱脂粉乳の関税減税措置の対象に追加 する。

3. 無申告加算税の不適用期限延長

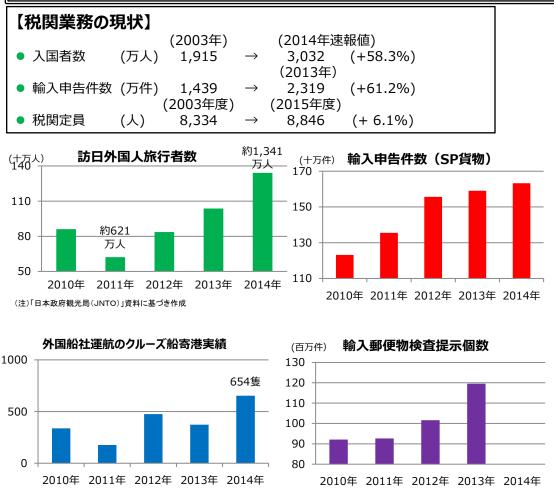
○ 無申告加算税の不適用期限延長に係る国税通則法改正(2週間⇒1月)に合わせ、関税法上の所要の措置を講ずる。

2. 貿易円滑化への取組み

「貿易円滑化」のための制度・手続の改善 (昭和45~) (昭和55~) (平成2~) (平成12~) (平成22~) 2010~ 980~ 2000~ 1970~ 1990~ して簡易審査扱い(区分1)と /1-開庁時間外にNACCOSを利用()14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 14/10| 電子化(成田地区) 航空貨物の通関手続を (農水省)との接続開始 海上貨物の通関手続を との接続開始 食品衛生システム(厚労省) 器等法関係手続を追加NACCSに医薬品医療機 植物・動物検疫システム 電子化(電子化(京浜港) 貿易管理システム 全国の港湾・空港に拡大 (経産省)との接続開始 NACCSを利用した通関 NACCSの対象地域を 入出港手続) (輸出入手続・港湾の 関係書類のPDF等の電磁 の入出港手続を追加 NACCSに各省庁システム 的記録による提出 NACCS (78/8)(97/4) (99/10) (03/7)(13/10)| (1万円以下)の導入|・少額貨物の免税制度|・納期限延長制度の導っ 以下まで拡大税率の適用額を20万円・少額貨物に対する簡易 ·予備審査制(輸入) の導入 の導入 (海上)の導入到着即時輸入許可制度 の導入 税率制度(10万円以下) 通関制度の導入輸入少額マニフェスト の導入 予備審査制(航空輸出) 予備審査制(海上輸出) 制度(航空)の導入到着即時輸入許可 少額貨物に対する簡易 輸出貨物における保税 簡易審査扱い貨物 搬入原則の見直し 書類の原則提出省略 (区分1)に係る通関関係 通関手続関係 (03/9) (04/2) (89/4)(91/4)(93/4)(96/4)(01/4)(12/7)(14/4)製造者へのAEO制度の 通関業者及び運送者への 手続の簡素化業者に係る加工再輸入減税AEO輸入者及びAEO通関 倉庫業者へのAEO制度 AEO制度の対象拡 AEO通関業者に係る AEO輸入者に係る 簡素化 簡易申告制度の導入 輸入者に対するAEO 申告官署選択制の導入 保全担保の提供要件緩和 AEO輸出者が行う輸 容器免税手続の簡素化 AEO輸出入者に係る通い 輸出者に対するAEO 制度の整備 の対象拡大 出許可内容の訂正手続の AEO制度 (01/3)(13/9)(06/3) (07/4)(07/10) (08/4) (09/7) (10/7) (12/4) (12/10) (13/3)

9

税関を巡る状況について



【税関における主要業務量と定員の推移】



※2014年の入国者数は速報値。 2020年4,000万人に到達するとした場合、指数は208.9。 (訪日外国人旅行者2,000万人+日本人海外旅行者2,000万人)

これまでの対応

- 検査・分析機器の活用 (X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置の設置等)
- 情報の活用 (情報の早期入手によるハイリスク旅客の到着前選定等)

- ITの活用 (通関関係書類の電子化・ペーパレス化等)
- 制度改正による効率化 (AEO制度の導入、簡易税率適用範囲拡大)

10

AEO制度に係る状況



①我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度

(米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて) 国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性



国際競争力向上等のため 税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、<u>国際物流における一層のセキュリティ確保と円滑化の両立を図り</u>、 あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

AEO制度とは

- 1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - (1) 税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
 - ② 取扱貨物の安全を確保していること (セキュリティ管理) を税関と共にあらかじめ確認 (※1)
- 2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、 簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

AEO制度の対象となる事業者(計542者)

税関 パートナーシップ

輸入者 89者

輸出者 238者

倉庫業者 117者

诵関業者 90者

運送者 8者

製诰者

(平成27年2月9日現在)

- ※1 AEO制度が求める具体的要件例
 - 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
 - 〇 内部監査
 - 〇 委託先管理
 - 〇 税関との連絡体制、社内連絡体制
 - 〇 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」が されない体制整備が必要

※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続:貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続:貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受ける ことが可能
- 〇 保税運送手続:運送ごとの保税運送承認が不要
- 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要 (税関への届出のみ)
- 〇 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物 について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能











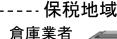




通関業者









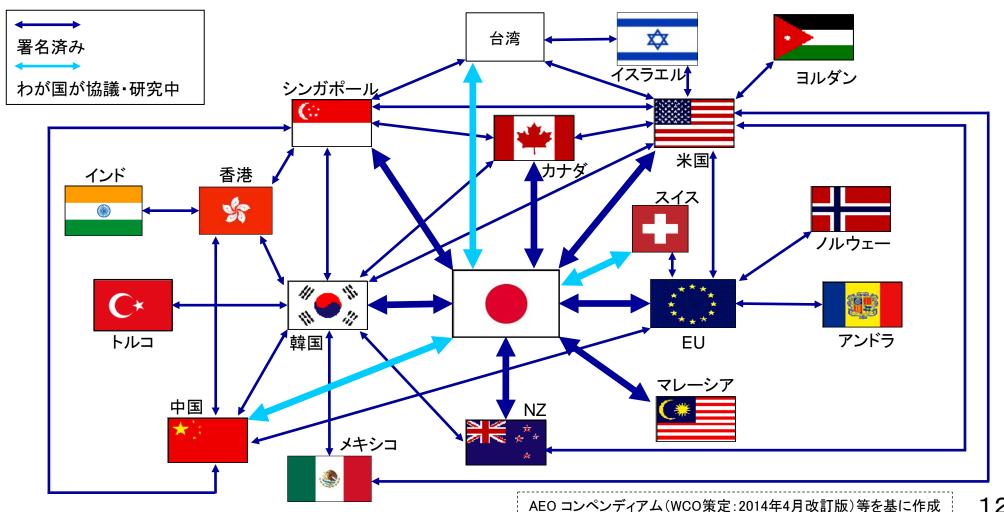




②我が国のAEO相互承認の現状



- ✓ 相手国のAEO制度を相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO相互承認に向けた取組みを推進。
- ✓ 現在、我が国は米国、EUを含む7組の相互承認に署名。(2008年5月にニュージーランド、2009年6月に米国、2010年6月にEU・カナダ、 2011年5月に韓国、2011年6月にシンガポール、2014年6月にマレーシアと署名。)
- ✓ アジア諸国を中心に諸外国と制度の研究・構築支援を実施。



輸出入申告官署の自由化について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

「通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、 平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通 関が完了するよう検討を行い、結論を得る。」(平成25年度検討・結論(平成29年度まで順次実施))

関税・外国為替等審議会答申(平成26年12月30日)

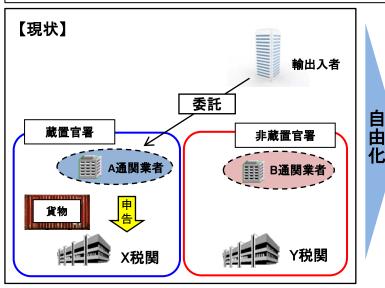
◆ 輸出入申告官署の自由化については、平成29年度のNACCS更改時までの実施に向け、「引き続き検討すべき事項」とされたとろ。

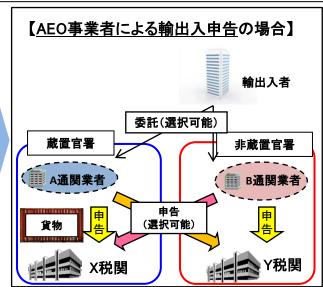
【概要】

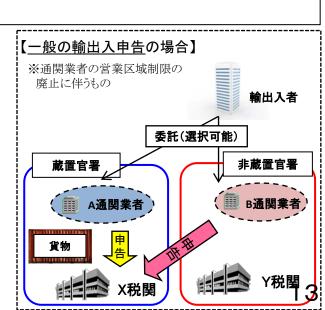
- 貨物の積卸地を問わず全国のどの税関官署にでも輸出入申告を認める「輸出入申告官署の自由化」について、
 - ・ 輸出入申告を蔵置官署に対して行うという原則は維持するが、AEO輸出入申告については、特例的に非蔵 置官署に対して行うことを可能とする
 - ・ 通関業の営業区域制限を廃止する

ことを基本的方向性とし、平成29年度までの実施に向けて、具体的な検討を行う。

○ また、これを機に、通関業法についても、必要な見直しを検討する。







通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

通関関係書類の電磁的記録による提出状況等

- 年々増大する輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS: Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)の導入・地域拡大を行い、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理。
- 〇 平成25年10月より、輸出入申告の際に税関に提出する必要がある通関関係書類を電磁的記録により提出することを 可能としており、平成27年1月時点における電磁的記録による提出の割合は、輸出が約52%、輸入が約42%となっている。

目標

- 〇 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
 - ⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
 - ⇒民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成29年度(2017年度)の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 〇 他法令手続等の電子化の推進
 - ⇒医薬品医療機器等法関係手続を新たにNACCS業務に追加
- 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携(海上運送状、保険料明細書等)
 - ⇒損害保険業務のNACCSとの連携に向けた検討
- 〇 通関手続に係る電子手続の原則化
 - ⇒通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出について更なる利用促進策を検討
 - ⇒マニュアル申告(書面による申告)の縮小に向けた環境整備(窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の慫慂等)
 - ⇒関係法令等の改正の検討(原則化の対象者及び手続の範囲等)

【参考】これまでの取組み

- ○通関関係書類の簡素化
- ▶ 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略 (平成24年7月実施)
- O NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
- ➤ NACCSの新規業務により、通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能 (平成25年10月実施)

NACCSセンター株式の売却について

1. 株式売却の背景

- 平成20年10月独立行政法人から特殊会社化
 - (公的ガバナンスの独立行政法人から特殊会社(株式会社)へ法人形態を見直し)
 - ◆ 株式会社という民間企業と同様のガバナンス
 - 効率的・機動的な経営
 - 物流企業などの利用者ニーズに的確に対応
 - ◆ 公的関与の維持
 - ◆ 政府が全株式を一時的に保有
- O NACCS法の規定
 - ◆ 特殊会社化したことの意義を踏まえ、政府に保有義務のある株式(1/2超)以外の株式を「できる限り速やかに」売却と法律に規定

2. 株式売却の方針

- 平成27年2月12日に開催された財政制度等審議会国有財産分科会にて、NACCSセンター株式の処分について以下の内容の答申を得た。
 - ◆ NACCSセンター株式については、非上場とし、一般競争入札により売却
 - ◆ 入札時の申込株式数の最低単位及び最高数量制限について、必要に応じて導入を検討
 - ◆ 政府保有義務のない株式は、基本的に、全てを一度に売却

3. 今後の予定

〇 平成27年度秋の入札を目指す。

3. EPAの進展と輸出者支援

発効済み 共同研究等 大筋合意 各国とのEPAの進捗状況 (2015年2月時点) 交渉 : 署名 見直し・再協議 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 11月 シンガポール 協定の見直 9月改正議定書発効 9月 4月 4月 改正議定書発効 メキシコ 協定の見直し 12月 7月 マレーシア ▼3月 9月 チリ タイ 4月 11月 インドネシア 8月 7月 **《 12月** 6月 ブルネイ 7月 ASEAN(注1) Ø 8 F 4月 12月 (物品貿易) フィリピン **4** 11 月 9月 12月 € 2月 9月 スイス ベトナム 12月 10月 インド **1** 月 8月 >> 5 F ペルー 3月 豪州 韓国 12月 GCC(注2) モンゴル 6月>> ASEAN(注1) (投資・サービス) 3月> カナダ コロンビア 11戸 5月 > 日中韓 3月 ΕU 7月> 4月 RCEP(注3) 9月〉 -5月

- (注1) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。
- (注2)GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国);2009年以降、交渉延期
- (注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携): ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、
 - 日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)

TPP(注4)

トルコ

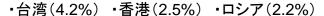
(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ):シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

12月

11月

日本の貿易総額に占める国・地域別割合

15.6% その他



・メルコスール(1.4%)

[うち ブラジル(1.1%)、アルゼンチン(0.2%)]

・イラン(0.5%) ・南アフリカ共和国(0.7%) 等

(出典)財務省「貿易統計 国別総額表」2013年(確定値)より作成

22.6% 発効済

- ・ASEAN(14.8%) ・メキシコ(0.9%)
- ・チリ(0.6%) ・スイス(0.7%)
- ・インド(1.0%) ・ペルー(0.2%)
- •豪州(4.4%)

(ASEAN メンバーのうち二国間

EPAも発行済の国)

- ・タイ(3.7%)・インドネシア(3.0%)
- ·マレーシア(2.9%) ·ベトナム(1.6%)
- ・フィリピン(1.2%)・ブルネイ(0.3%)
 - ・シンガポール(1.8%)

0.02% 署名済

・モンゴル(0.02%)

61.8% 交渉中

- •中国(20.1%)
- •韓国(6.0%)
- •EU(9.7%)
- •カナダ(1.3%) *
- ・ニュージーランド(0.3%) *
- ・トルコ(0.2%)
- コロンビア(0.1%)
- •GCC(11.1%)
 - ※2009年以降、交涉延期

(注)*は「交渉中」のうち、TPP交渉参加国

84.4% EPA発効済・交渉段階の国・地域

【参考】主要国のFTA比率(注)(2014年7月現在 発効・署名済のもの)

日本:23%、米国:40%、EU:30%、韓国:38%、中国:24%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2013年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics (2013年)より作成。



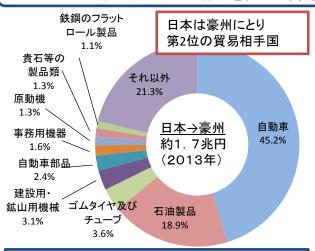
日 豪経済連携協定

(Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership)



◆意義

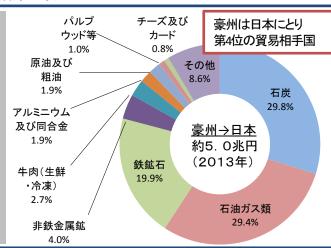
- 〇戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化(これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国)
- ○豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- ○アジア太平洋地域のルール作りを促進(貿易,投資,知的財産,競争,政府調達等)



◆日·豪間貿易構造

協定発効後10年間で、

- ・往復貿易額の<u>約95%</u> の関税撤廃
- ・日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃 (2013年豪州貿易統計)
- ・豪州からの輸入額の<u>約93.7%</u> の関税撤廃 (2013年財務省貿易統計)



◆交渉の経緯

2006年12月,

第一次安倍政権時に交渉開始を決定。

2014年7月.

安倍総理訪豪時に、総 理とアボット首相が署 名。

◆豪州市場へのアクセス

鉱工業品:

大部分の品目につき即時関税撤廃

自動車:完成車輸出額の約75%が

即時関税撤廃,残る完成車も

3年目での関税撤廃

自動車部品:即時を含む主に3年目以内

での関税撤廃

鉄鋼:即時又は5年目での関税撤廃 一般機械・電気電子機械(いずれも

自動車部品を除く。):即時関税撤廃

農林水産品:

全ての品目につき即時関税撤廃

◆日本市場へのアクセス

鉱工業品:ほぼ全ての品目につき即時~10年間で関税撤廃

農林水産品:

コメ:関税撤廃等の対象から除外

<u>小麦</u>:食糧用:将来の見直し

飼料用:食糧用への横流れ防止措置を講じた上で

民間貿易に移行し無税化

牛肉:冷凍:段階的に18年目に19.5%まで削減(現行税率38.5%)

冷蔵:段階的に15年目に23.5%まで削減(現行税率38.5%)

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げる

セーフガードを導入

乳製品:脱脂粉乳,バター:将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ:関税割当(枠数量を20年間かけて

4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件)

砂糖:一般粗糖,精製糖:将来の見直し

高糖度粗糖:精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定

ボトルワイン:7年間で関税撤廃

(注)食糧用麦(小麦・大麦), 牛肉, 乳製品, 砂糖については, 協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において, 見直しを行う。また, 日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に, 見直しを行う。(*)

19

原産地手続の「自己申告制度」導入に伴う原産性確認手続等

原産地手続とは

経済連携協定締約国からの貨物の輸入に対し当該協定で定められた特恵税率を適用するために必要な、 当該輸入貨物が締約国の原産品であることを確認する手続。

新制度

日豪EPA(原産地規則章)において、新たに以下の制度 を導入。

- (1)EPA税率の適用を受けるための原産性確認方法と して、
 - 輸出国発給機関が発給する原産地証明書による証明 方法(従来の方法)

に加え、

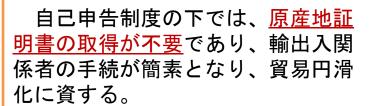
輸入者等が自ら作成した、輸入貨物が原産品である 旨の申告書を提出する方法(自己申告制度)

を導入

(2) 上記を踏まえ、

- (1) 輸入国税関として、輸入貨物の原産性を確認する ための手続を整備
- 輸出国税関として、相手国税関の情報提供要請に 応える手続を導入

メリット



(※ 自己申告制度は、米・カナダ等先進 国のEPAで広く導入されている)



原産品であることの確認は、

- 輸入通関時の一定の資料の提出
- 事後的な確認手続

により可能



日・モンゴル経済連携協定



意 義

- ●貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じて、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- ●モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与(石炭、ほたる石、レアメタルを輸入。モンゴルは、金、銅等も産出。)。
- ●民主化・市場経済化し、今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- ●物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。

交渉の経緯

> <u>2009年6月</u> バヤル首相(当時)が麻生総 理(当時)に経済連携協定の

締結を要望

- > <u>2010年6月~2011年3月</u> 官民共同研究
- > 2012年3月 野田総理(当時)とバトボル ド首相(当時)の日モンゴル 首脳会談で交渉開始を決定
- > <u>2012年6月~2014年7月</u> 7回の交渉会合
- > <u>2014年7月</u> エルベグドルジ大統領 の訪日時に大筋合意
- ><u>2015年2月</u> サイハンビレグ首相の訪日 時に署名

モンゴルの人口:約293万人

モンゴルー人当たりGDP: 3,964米ドル

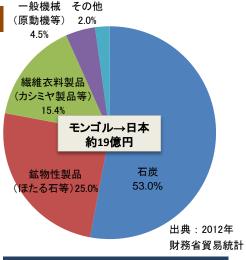
モンゴル在留登録の邦人数:420名 在モンゴルの日本企業拠点数:225 (いずれも2013年度版データ) 精密機械 1.4% 電気機械 1.8% その他 2.1% 農林産品、4.7% 化学工業製品 (ゴム・タイヤ含む) 5.1% 一般機械 (建設月 機械含む 18.5% 自動車及び 自動車部品 66.4% 出典: 2012年 モンゴル政府統計

日・モンゴル間の貿易構造

往復貿易額の約96%を 協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入額の 約96%を10年間で無税に (2012年モンゴル政府統計)

日本はモンゴルからの輸入額の 100%を10年間で無税に (2012 年財務省貿易統計)



日本市場へのアクセス

◆鉱工業品

ほぼ全ての品目について即時関税 撤廃又は10年以内の段階的関税撤 廃

◆農林水産品

●一部の牛肉調製品等: 関税割当

●ペットフード:

即時関税撤廃又は10年以内の段階 的関税撤廃

モンゴル市場へのアクセス

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、現状の総輸出額の1%未満から 、発効後即時に約50%、10年間で約96%まで拡大

- ◆鉱工業品
 - ●自動車及び自動車部品:

主力の4500cc以下の完成車(製造後0~3年)は即時関税撤廃, 自動車部品及びその他の完成車はほとんどが10年以内の関税撤廃(総輸出額の7割弱)

●一般機械:

主力の建設用機械(ブルドーザー等)の即時関税撤廃を含む10年以内の段階的関税撤廃(総輸出額の20%弱)

◆農林水産品

●切り花, 果実, 味噌・醤油等: 即時撤廃又は段階的関税撤廃

- ◆その他
 - ●清酒及び焼酎: 即時関税撤廃

21

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について

TPPの概要

- FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス 貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほ か、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」)等を含む21分野を対象とした高いレベ ルの包括的経済連携協定として交渉が進展。
- 日本が2013年7月に交渉参加し、現在12ヵ国により交渉中。(米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、日本)

交渉の現状

- 2014年11月の北京会合における首脳声明では、過去数ヵ月の大きな進展を歓迎し、終局が明確になりつつあることを受けて、早期妥結に向けて閣僚及び交渉官に作業を加速化させるとの強い指示が出された。また、閣僚会合において、作業工程を具体化した共同作業計画が策定された。現在、事務レベルで精力的に議論が行われている。
- なお、TPP交渉と並行して、米国との間では、自動車貿易等に関して二国間協議を実施している。

経済連携協定(EPA)の利用支援について

- 我が国ではEPAの締結が進む一方で、特に中小企業による輸出の際のEPA利用割合が低迷。
- 韓国では自由貿易協定(FTA)利用促進に向けて積極的な取組みが行われており、我が国でも支援策の拡充が必要。

経済連携協定の締結拡大

□我が国は13の国・地域とEPAを締結。交渉中・署名済み(豪州)のEPA(11の国・地域)がすべて発効すると、我が国の貿易総額の約85%をカバー。

【日本再興戦略】

(平成25年6月14日閣議決定)

- 三. 国際展開戦略
- 1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易のFTA 比率を現在の19%から、2018 年までに70%に高める。(以下略)

【貿易総額に占める割合】 (平成25年) その他15% 発効済18% 交渉中67%

(出典) 財務省「貿易統計」(平成25年)

中小企業の利用割合の低迷

□ EPA利用割合(輸出)は、大企業の42%に対し、中小企業は25% 程度。

【EPA利用企業の割合】

(我が国締結済のEPAを1以上利用)

(我が自動配所のに) ハゼ (数工作) (1)						
	輸出	輸入				
大企業	42.4%	41.8%				
中小企業	25.9%	32.8%				

【EPAを利用しない主な理由(輸出)】 (中小企業、複数回答)

輸出相手からの要請がない(31.1%)

一般関税が無税/免税または軽微(25.3%)

輸出量または輸出額が小さい(24.8%)

EPAの制度や手続きを知らない(15.5%)

原産地証明書取得手続きが煩雑 (9.0%)

(参考)韓国のFTA利用促進策

□ 韓国では、特に中小企業に対して、手厚いFTA利用支援を実施。結果として、高い利用割合を実現(例:対EU貿易において、約8割の輸出企業がFTAを利用)。

【韓国の主なFTA利用促進策】

1. 企業への支援

- ・中小企業へのコンサルティング(自立支援の実施)
- ・原産地判定システムの提供:政府が開発したシステムを企業等に提供
- ·<u>事前教示</u>:輸出産品の原産性該否を事前確認

2. 人材育成•活用

• <u>育成機関(FTA</u>常設教育センター): 実務者等に対し、原産地規則等の講座を 無料で開設

3. その他

- ・ウェブサイトによる情報提供:相手国のFTA関税率、原産地規則の他、FTAを利用した企業の成功例を情報提供
- ・相談対応(コールセンター設置): 相談対応、FTA利用の情報提供等

経済連携協定(EPA)利用支援セミナー

- 21都市において、財務局と税関でEPA利用支援セミナーを共催(平成25事務年度)。
- 製造業、金融機関からも多数参加(総出席者数に占める割合:製造業32%、金融機関12%)。
- アンケート結果では、約91%の参加者が、大変満足または満足と回答。

